

お 知 ら せ
令和 8 年 3 月 6 日

令和 8 年度診療報酬改定に係る訪問看護療養費マスターの変更点等について

1 現時点におけるマスターファイルの変更点並びに対応状況は次のとおりです。

<基本テーブル>

項番	項目名	内容	備考
3	訪問看護療養費コード	新設、廃止及び変更 医療観察に係るコードは今回の公表では未対応	内訳は公表マスターの項番 1「変更区分」を参照。 3：新規 5：変更 9： 廃止 3月下旬更新予定
17 18	金額識別(旧金額) 旧金額予備	金額識別(旧点数)、旧金額を廃止し予備へ変更する	
28	医療観察法対象区分	今回の公表では未対応	3月下旬更新予定
53	レセプト表示欄	今回の公表では未対応	3月下旬更新予定
54	レセプト表示項	今回の公表では未対応	3月下旬更新予定
56 ～ 64	レセプト表示用記号①～⑨	今回の公表では未対応	3月下旬更新予定

<施設基準テーブル>

項番	項目名	内容	備考
5	施設基準	今回の公表では未対応	3月下旬更新予定

2 令和 8 年度診療報酬改定に係る訪問看護療養費マスターの新設及び廃止コードの更新別添のとおり

区分	訪問看護療養費コード	省略名称	金額識別	金額
01	530632310	精神科訪問看護基本療養費3(准看護師による場合)(同一日に10人以上19人以下)(月20日目まで30分未満の場合)	1	1930.00
01	530632410	精神科訪問看護基本療養費3(准看護師による場合)(同一日に10人以上19人以下)(月21日目以降30分以上の場合)	1	2420.00
01	530632510	精神科訪問看護基本療養費3(准看護師による場合)(同一日に10人以上19人以下)(月21日目以降30分未満の場合)	1	1830.00
01	530632610	精神科訪問看護基本療養費3(准看護師による場合)(同一日に20人以上49人以下)(月20日目まで30分以上の場合)	1	2470.00
01	530632710	精神科訪問看護基本療養費3(准看護師による場合)(同一日に20人以上49人以下)(月20日目まで30分未満の場合)	1	1890.00
01	530632810	精神科訪問看護基本療養費3(准看護師による場合)(同一日に20人以上49人以下)(月21日目以降30分以上の場合)	1	2370.00
01	530632910	精神科訪問看護基本療養費3(准看護師による場合)(同一日に20人以上49人以下)(月21日目以降30分未満の場合)	1	1790.00
01	530633010	精神科訪問看護基本療養費3(准看護師による場合)(同一日に50人以上)(月20日目まで30分以上の場合)	1	2370.00
01	530633110	精神科訪問看護基本療養費3(准看護師による場合)(同一日に50人以上)(月20日目まで30分未満の場合)	1	1810.00
01	530633210	精神科訪問看護基本療養費3(准看護師による場合)(同一日に50人以上)(月21日目以降30分以上の場合)	1	2270.00
01	530633310	精神科訪問看護基本療養費3(准看護師による場合)(同一日に50人以上)(月21日目以降30分未満の場合)	1	1710.00
01	530633470	複数名精神科訪問看護加算(他の保健師、看護師又は作業療法士と同時)(1日に1回の場合)(同一建物内10人以上19人以下)	1	3400.00
01	530633570	複数名精神科訪問看護加算(他の保健師、看護師又は作業療法士と同時)(1日に1回の場合)(同一建物内20人以上49人以下)	1	3000.00
01	530633670	複数名精神科訪問看護加算(他の保健師、看護師又は作業療法士と同時)(1日に1回の場合)(同一建物内50人以上)	1	2700.00
01	530633770	複数名精神科訪問看護加算(他の保健師、看護師又は作業療法士と同時)(1日に2回の場合)(同一建物内10人以上19人以下)	1	6880.00
01	530633870	複数名精神科訪問看護加算(他の保健師、看護師又は作業療法士と同時)(1日に2回の場合)(同一建物内20人以上49人以下)	1	6070.00
01	530633970	複数名精神科訪問看護加算(他の保健師、看護師又は作業療法士と同時)(1日に2回の場合)(同一建物内50人以上)	1	5460.00
01	530634070	複数名精神科訪問看護加算(他の保健師、看護師又は作業療法士と同時)(1日に3回以上の場合)(同一建物内10人以上19人以下)	1	11050.00
01	530634170	複数名精神科訪問看護加算(他の保健師、看護師又は作業療法士と同時)(1日に3回以上の場合)(同一建物内20人以上49人以下)	1	9750.00
01	530634270	複数名精神科訪問看護加算(他の保健師、看護師又は作業療法士と同時)(1日に3回以上の場合)(同一建物内50人以上)	1	8770.00
01	530634370	複数名精神科訪問看護加算(准看護師と同時)(1日に1回の場合)(同一建物内10人以上19人以下)	1	2800.00
01	530634470	複数名精神科訪問看護加算(准看護師と同時)(1日に1回の場合)(同一建物内20人以上49人以下)	1	2500.00
01	530634570	複数名精神科訪問看護加算(准看護師と同時)(1日に1回の場合)(同一建物内50人以上)	1	2200.00
01	530634670	複数名精神科訪問看護加算(准看護師と同時)(1日に2回の場合)(同一建物内10人以上19人以下)	1	5600.00
01	530634770	複数名精神科訪問看護加算(准看護師と同時)(1日に2回の場合)(同一建物内20人以上49人以下)	1	5000.00
01	530634870	複数名精神科訪問看護加算(准看護師と同時)(1日に2回の場合)(同一建物内50人以上)	1	4400.00
01	530634970	複数名精神科訪問看護加算(准看護師と同時)(1日に3回以上の場合)(同一建物内10人以上19人以下)	1	9220.00
01	530635070	複数名精神科訪問看護加算(准看護師と同時)(1日に3回以上の場合)(同一建物内20人以上49人以下)	1	8230.00
01	530635170	複数名精神科訪問看護加算(准看護師と同時)(1日に3回以上の場合)(同一建物内50人以上)	1	7240.00
01	530635270	複数名精神科訪問看護加算(看護補助者又は精神保健福祉士と同時)(同一建物内10人以上19人以下)	1	2100.00
01	530635370	複数名精神科訪問看護加算(看護補助者又は精神保健福祉士と同時)(同一建物内20人以上49人以下)	1	1900.00
01	530635470	複数名精神科訪問看護加算(看護補助者又は精神保健福祉士と同時)(同一建物内50人以上)	1	1600.00
01	530635570	夜間・早朝訪問看護加算(同一建物内3人以上9人以下)(月15日目まで)(精神科訪問看護基本療養費)	1	2100.00
01	530635670	夜間・早朝訪問看護加算(同一建物内3人以上9人以下)(月16日目以降)(精神科訪問看護基本療養費)	1	1900.00
01	530635770	夜間・早朝訪問看護加算(同一建物内10人以上19人以下)(月15日目まで)(精神科訪問看護基本療養費)	1	1800.00
01	530635870	夜間・早朝訪問看護加算(同一建物内10人以上19人以下)(月16日目以降)(精神科訪問看護基本療養費)	1	1300.00
01	530635970	夜間・早朝訪問看護加算(同一建物内20人以上49人以下)(月15日目まで)(精神科訪問看護基本療養費)	1	1200.00
01	530636070	夜間・早朝訪問看護加算(同一建物内20人以上49人以下)(月16日目以降)(精神科訪問看護基本療養費)	1	950.00
01	530636170	夜間・早朝訪問看護加算(同一建物内50人以上)(月15日目まで)(精神科訪問看護基本療養費)	1	1000.00
01	530636270	夜間・早朝訪問看護加算(同一建物内50人以上)(月16日目以降)(精神科訪問看護基本療養費)	1	800.00
01	530636370	深夜訪問看護加算(同一建物内3人以上9人以下)(月15日目まで)(精神科訪問看護基本療養費)	1	4200.00
01	530636470	深夜訪問看護加算(同一建物内3人以上9人以下)(月16日目以降)(精神科訪問看護基本療養費)	1	4000.00
01	530636570	深夜訪問看護加算(同一建物内10人以上19人以下)(月15日目まで)(精神科訪問看護基本療養費)	1	3900.00
01	530636670	深夜訪問看護加算(同一建物内10人以上19人以下)(月16日目以降)(精神科訪問看護基本療養費)	1	2300.00
01	530636770	深夜訪問看護加算(同一建物内20人以上49人以下)(月15日目まで)(精神科訪問看護基本療養費)	1	2100.00
01	530636870	深夜訪問看護加算(同一建物内20人以上49人以下)(月16日目以降)(精神科訪問看護基本療養費)	1	1500.00
01	530636970	深夜訪問看護加算(同一建物内50人以上)(月15日目まで)(精神科訪問看護基本療養費)	1	1800.00
01	530637070	深夜訪問看護加算(同一建物内50人以上)(月16日目以降)(精神科訪問看護基本療養費)	1	1300.00
01	530637170	精神科複数回訪問加算(1日に2回の場合)(同一建物内10人以上19人以下)	1	3700.00
01	530637270	精神科複数回訪問加算(1日に2回の場合)(同一建物内20人以上49人以下)	1	3500.00
01	530637370	精神科複数回訪問加算(1日に2回の場合)(同一建物内50人以上)	1	3300.00
01	530637470	精神科複数回訪問加算(1日に3回以上の場合)(同一建物内3人以上9人以下)(月20日目まで)	1	7200.00
01	530637570	精神科複数回訪問加算(1日に3回以上の場合)(同一建物内3人以上9人以下)(月21日目以降)	1	6900.00
01	530637670	精神科複数回訪問加算(1日に3回以上の場合)(同一建物内10人以上19人以下)(月20日目まで)	1	6300.00
01	530637770	精神科複数回訪問加算(1日に3回以上の場合)(同一建物内10人以上19人以下)(月21日目以降)	1	5200.00
01	530637870	精神科複数回訪問加算(1日に3回以上の場合)(同一建物内20人以上49人以下)(月20日目まで)	1	4800.00
01	530637970	精神科複数回訪問加算(1日に3回以上の場合)(同一建物内20人以上49人以下)(月21日目以降)	1	3500.00
01	530638070	精神科複数回訪問加算(1日に3回以上の場合)(同一建物内50人以上)(月20日目まで)	1	4100.00
01	530638170	精神科複数回訪問加算(1日に3回以上の場合)(同一建物内50人以上)(月21日目以降)	1	3000.00
02	550002410	訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合)(機能強化型訪問看護管理療養費4)	1	9030.00
02	550002510	訪問看護管理療養費(月の2日目以降の訪問の場合)(単一建物居住利用者が20人未満)	1	3010.00
02	550002610	訪問看護管理療養費(月の2日目以降の訪問の場合)(単一建物居住利用者が20人以上49人以下)(1月当たり訪問日数が15日以下)	1	2510.00
02	550002710	訪問看護管理療養費(月の2日目以降の訪問の場合)(単一建物居住利用者が20人以上49人以下)(1月当たり訪問日数が16日以上24日以下)	1	2310.00
02	550002810	訪問看護管理療養費(月の2日目以降の訪問の場合)(単一建物居住利用者が20人以上49人以下)(1月当たり訪問日数が25日以上)	1	2210.00
02	550002910	訪問看護管理療養費(月の2日目以降の訪問の場合)(単一建物居住利用者が50人以上)(1月当たり訪問日数が15日以下の場合)	1	2410.00
02	550003010	訪問看護管理療養費(月の2日目以降の訪問の場合)(単一建物居住利用者が50人以上)(1月当たり訪問日数が16日以上24日以下)	1	2210.00
02	550003110	訪問看護管理療養費(月の2日目以降の訪問の場合)(単一建物居住利用者が50人以上)(1月当たり訪問日数が25日以上の場合)	1	2010.00
02	550003270	訪問看護医療情報連携加算(訪問看護管理療養費)	1	1000.00
04	560000110	包括型訪問看護療養費(単一建物居住利用者が20人未満の場合)(訪問看護時間が30分以上60分未満)	1	7010.00
04	560000210	包括型訪問看護療養費(単一建物居住利用者が20人未満の場合)(訪問看護時間が60分以上90分未満)	1	11010.00
04	560000310	包括型訪問看護療養費(単一建物居住利用者が20人未満の場合)(訪問看護時間が90分以上)	1	14010.00
04	560000410	包括型訪問看護療養費(単一建物居住利用者が20人未満の場合)(訪問看護時間が90分以上)(別に厚生労働大臣が定める場合に限る)	1	15510.00
04	560000510	包括型訪問看護療養費(単一建物居住利用者が20人以上50人未満の場合)(訪問看護時間が30分以上60分未満)	1	6310.00
04	560000610	包括型訪問看護療養費(単一建物居住利用者が20人以上50人未満の場合)(訪問看護時間が60分以上90分未満)	1	9910.00
04	560000710	包括型訪問看護療養費(単一建物居住利用者が20人以上50人未満の場合)(訪問看護時間が90分以上)	1	13730.00
04	560000810	包括型訪問看護療養費(単一建物居住利用者が20人以上50人未満)(訪問看護時間が90分以上)(別に厚生労働大臣が定める場合に限る)	1	15200.00
04	560000910	包括型訪問看護療養費(単一建物居住利用者が50人以上の場合)(訪問看護時間が30分以上60分未満)	1	5960.00
04	560001010	包括型訪問看護療養費(単一建物居住利用者が50人以上の場合)(訪問看護時間が60分以上90分未満)	1	9360.00

区分	訪問看護療養費コード	省略名称	金額識別	金額
04	560001110	包括型訪問看護療養費（単一建物居住利用者が50人以上の場合）（訪問看護時間が90分以上）	1	13450.00
04	560001210	包括型訪問看護療養費（単一建物居住利用者が50人以上の場合）（訪問看護時間が90分以上）（別に厚生労働大臣が定める場合に限る。）	1	14890.00
06	580000310	訪問看護遠隔診療補助料	1	2650.00
07	590002010	訪問看護ベースアップ評価料（2）19	1	570.00
07	590002110	訪問看護ベースアップ評価料（2）20	1	600.00
07	590002210	訪問看護ベースアップ評価料（2）21	1	630.00
07	590002310	訪問看護ベースアップ評価料（2）22	1	660.00
07	590002410	訪問看護ベースアップ評価料（2）23	1	690.00
07	590002510	訪問看護ベースアップ評価料（2）24	1	720.00
07	590002610	訪問看護ベースアップ評価料（2）25	1	750.00
07	590002710	訪問看護ベースアップ評価料（2）26	1	780.00
07	590002810	訪問看護ベースアップ評価料（2）27	1	810.00
07	590002910	訪問看護ベースアップ評価料（2）28	1	840.00
07	590003010	訪問看護ベースアップ評価料（2）29	1	870.00
07	590003110	訪問看護ベースアップ評価料（2）30	1	900.00
07	590003210	訪問看護ベースアップ評価料（2）31	1	930.00
07	590003310	訪問看護ベースアップ評価料（2）32	1	960.00
07	590003410	訪問看護ベースアップ評価料（2）33	1	990.00
07	590003510	訪問看護ベースアップ評価料（2）34	1	1020.00
07	590003610	訪問看護ベースアップ評価料（2）35	1	1050.00
07	590003710	訪問看護ベースアップ評価料（2）36	1	1080.00
07	590003810	訪問看護ベースアップ評価料（1）（継続して賃上げに係る取組を実施した場合）	1	1830.00
07	590003910	訪問看護ベースアップ評価料（2）1（継続して賃上げに係る取組を実施した場合）	1	40.00
07	590004010	訪問看護ベースアップ評価料（2）2（継続して賃上げに係る取組を実施した場合）	1	80.00
07	590004110	訪問看護ベースアップ評価料（2）3（継続して賃上げに係る取組を実施した場合）	1	120.00
07	590004210	訪問看護ベースアップ評価料（2）4（継続して賃上げに係る取組を実施した場合）	1	160.00
07	590004310	訪問看護ベースアップ評価料（2）5（継続して賃上げに係る取組を実施した場合）	1	200.00
07	590004410	訪問看護ベースアップ評価料（2）6（継続して賃上げに係る取組を実施した場合）	1	240.00
07	590004510	訪問看護ベースアップ評価料（2）7（継続して賃上げに係る取組を実施した場合）	1	280.00
07	590004610	訪問看護ベースアップ評価料（2）8（継続して賃上げに係る取組を実施した場合）	1	320.00
07	590004710	訪問看護ベースアップ評価料（2）9（継続して賃上げに係る取組を実施した場合）	1	360.00
07	590004810	訪問看護ベースアップ評価料（2）10（継続して賃上げに係る取組を実施した場合）	1	400.00
07	590004910	訪問看護ベースアップ評価料（2）11（継続して賃上げに係る取組を実施した場合）	1	480.00
07	590005010	訪問看護ベースアップ評価料（2）12（継続して賃上げに係る取組を実施した場合）	1	560.00
07	590005110	訪問看護ベースアップ評価料（2）13（継続して賃上げに係る取組を実施した場合）	1	640.00
07	590005210	訪問看護ベースアップ評価料（2）14（継続して賃上げに係る取組を実施した場合）	1	720.00
07	590005310	訪問看護ベースアップ評価料（2）15（継続して賃上げに係る取組を実施した場合）	1	800.00
07	590005410	訪問看護ベースアップ評価料（2）16（継続して賃上げに係る取組を実施した場合）	1	880.00
07	590005510	訪問看護ベースアップ評価料（2）17（継続して賃上げに係る取組を実施した場合）	1	960.00
07	590005610	訪問看護ベースアップ評価料（2）18（継続して賃上げに係る取組を実施した場合）	1	1040.00
08	590005710	訪問看護物価対応料（訪問看護物価対応料1）（月の初日の訪問の場合）	1	60.00
08	590005810	訪問看護物価対応料（訪問看護物価対応料1）（月の2日目以降の訪問の場合）	1	20.00
08	590005910	訪問看護物価対応料（訪問看護物価対応料2）	1	20.00

訪問看護療養費 廃止予定コード一覧

区分	訪問看護療養費コード	省略名称	金額識別	金額
01	510002270	難病等複数回訪問加算（１日に３回以上の場合）（同一建物内３人以上）	1	7200.00
01	530004870	精神科複数回訪問加算（１日に３回以上の場合）（同一建物内３人以上）	1	7200.00
02	550000510	訪問看護管理療養費（月の２日目以降の訪問の場合）（訪問看護管理療養費１）	1	3000.00
02	550002010	訪問看護管理療養費（月の２日目以降の訪問の場合）（訪問看護管理療養費２）	1	2500.00